



すその暮らし応援給付金・子育て応援手当

物価高騰の影響を受ける市民生活を支援します

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～を踏まえ、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける市民生活を支援します。

市では、主に19歳以上の市民1人につき5,000円を給付する「すその暮らし応援給付金」と児童手当対象児童1人につき国の物価高対応子育て応援手当に1万円加算し、3万円を給付する2つの事業を実施します。

すその暮らし応援給付金の支給

物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援するため「すその暮らし応援給付金」を支給します。

支給対象者／令和8年1月1日(木)において、住民基本台帳に記載されている人 ※ただし、子育て応援手当受給対象児童を除く

支給額／市民1人につき5,000円

申請方法／支給対象者のうち、公金受取口座を登録している人や市で子育て応援手当、令和6年度に実施した住民税非課税世帯給付金申請などで市が口座を把握している人は、原則申請不要です。上記に該当しない人は、申請が必要です。

●申請不要の人▶1月末以降順次通知を送付します。

●申請が必要な人▶2月上旬に申請書類を送付します。郵送又はオンライン、市役所地下多目的ルームで申請をしてください。

申請窓口／市役所地下多目的ルーム

支給方法／

●申請不要の人▶通知する口座に振り込みます。
●申請が必要な人▶申請書で指定した口座に振り込みます。

その他／2月末以降、順次支給を開始します。



戦略推進課 995-1872 (2月2日(月)から)

※1月30日(金)までは戦略推進課 995-1804

子育て応援手当の支給

子ども1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」に加えて、市では国の「重点支援地方交付金活用事業」として、子ども1人あたり1万円を上乗せし、児童手当対象児童1人につき3万円の子育て応援手当を支給します。

支給対象者／

①令和7年9月分(令和7年9月生まれの児童については10月分)の児童手当受給者

②令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)までに出生した児童の保護者(児童手当受給対象者)

支給額／対象児童1人につき3万円(1回限り)
(うち1万円は国の重点支援地方交付金活用分)

申請方法／支給対象者のうち、子育て支援課で児童手当受給口座を把握している人は原則申請不要です。以下の人は申請が必要です。

①所属庁から児童手当を受給している公務員

②令和7年10月1日(水)以降に離婚等(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

申請不要の人には1月末以降順次通知を送付します。申請が必要な人は、郵送または窓口で4月15日(水)までに申請をしてください。申請書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

申請窓口／市役所1階子育て支援課(⑪⑫窓口)

支給方法／

①申請不要の人▶子育て支援課が把握している児童手当受給口座に振り込みます。
②申請が必要な人▶申請書で指定した口座に振り込みます。

その他／2月末以降、順次支給を開始します。



戦略推進課(児童給付係) 995-1841